衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 26 日（水）、第５回の委員会が開かれました。

１　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）
・福岡厚生労働大臣、本田防衛副大臣、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
・井坂信彦君外１名（立憲）提出の修正案について、提出者井坂信彦君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
・原案及び修正案に対し、岡本充功君（立憲）及び田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立憲　反対－自民、維新、国民、公明、れ新、共産）
・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産）
・長坂康正君外５名（自民、立憲、維新、国民、公明、れ新）から提出された附帯決議案について、長坂康正君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産）
（質疑者）福田かおる君（自民）、岡本充功君（立憲）、山井和則君（立憲）、阿部圭史君（維新）、森ようすけ君（国民）、沼崎満子君（公明）、八幡愛君（れ新）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

福田かおる君（自民）

（１）　法案の目的、概要及び支給対象者数
（２）　請求から支給までに要する期間の短縮や手続の簡素化の取組
（３）　前回受給した者が亡くなった場合に新たに受給対象となる遺族へ周知する方法及び新規の受給申請に対する審査方法
（４）　特別弔慰金の申請や国債交付の際に「平和の語り部事業」を周知しこれまで戦争体験を語ってこなかった者に自らの体験を語ってもらう機会を作る必要性
（５）　「平和の語り部事業」において戦争体験を語る様子を映像情報として保存するとともに教育に活用することを検討する必要性
（６）　建立者が不明又は倒壊のおそれがある慰霊碑についての厚生労働省の対応

岡本充功君（立憲）

（１）　特別弔慰金の受給権を相続した者を除く最も若い受給者の年齢
（２）　30 歳代及び 40 歳代の受給者数
（３）　具体的な２つのケースにおける公務死の判断関係
ア　それぞれ恩給の公務扶助料の対象となるかについての総務省の見解
イ　それぞれ特別弔慰金が申請された場合の都道府県の対応
ウ　公務性が認められ恩給を受給していた者が死亡しその遺族が新たに特別弔慰金を申請した場合の都道府県の対応を確認する必要性
（４）　令和の時代に戦没者となり新たに特別弔慰金受給権が発生する特殊な事例に対する厚生労働大臣の見解
（５）　10 年後の法改正までの間の新たな受給権者の発生について関係資料をしっかり残しておく必要性
（６）　国債での特別弔慰金の支給以外の方法による戦没者の遺族に対する慰藉や弔意の表し方を今後検討

する必要性

山井和則君（立憲）

（1）　今国会提出予定の年金制度改革関連法案関係
　ア　与野党で協力し多少の修正も含めて今国会で成立させる必要性についての厚生労働大臣の見解
　イ　年金保険料を払わずに生活保護を受けた方がいいと考える者が増えれば年金制度が根幹から崩れるとの懸念に対する厚生労働大臣の見解
（2）　本法律案等における平成27年改正の際の参議院厚生労働委員会の附帯決議への対応関係
　ア　特別弔慰金の支給手続の簡素化についての検討の有無及び今回も国債のままとしている理由
　イ　戦後80周年に向けた弔慰の意を表する方策の検討の内容及び検討を受けて講じた措置
　ウ　先の大戦の記憶等を次世代へ継承するための学校教育の充実等に関する文部科学省との連携内容

阿部圭史君（維新）

（1）　厚生労働大臣が船橋洋一著「宿命の子」を読んだか否かの確認
（2）　日本遺族会の活動の根幹である英霊の顕彰の具体的内容についての厚生労働大臣の見解
（3）　靖国神社の存在についての厚生労働大臣の見解
（4）　厚生労働大臣の今年の靖国神社の参拝予定の有無
（5）　天皇陛下による靖国神社御親拝についての厚生労働大臣の見解
（6）　厚生労働省設置法に同省の所掌事務として規定される戦傷病者の援護及び戦没者の遺骨収集、墓参等の事業の戦傷病者及び戦没者は先の大戦によるものに限らないという解釈の当否
（7）　自衛官の戦没者顕彰施策の内容及び有事で自衛官が死亡し身元が特定できなかった場合の自衛隊殉職者慰霊碑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑との関係についての防衛省及び厚生労働省の見解
（8）　自衛官が今後戦傷病者等になり得ることから援護行政を担当する厚生労働大臣が防衛大学校卒業式に出席する必要性
（9）　厚生労働大臣の防衛大学校卒業式への出席についての防衛省の見解

森ようすけ君（国民）

（1）　相続によって本来支給対象ではない者が特別弔慰金を受給している件数及びその件数が全体に占める割合
（2）　平成27年改正の際の参議院厚生労働委員会の附帯決議を受けての検討及び対応の状況
（3）　遺族の心情を踏まえて特別弔慰金の支給の在り方を検討する必要性
（4）　平成27年改正により増加した自治体の事務負担を踏まえた現在の支給方法に対する評価
（5）　国債の償還及び交付手数料並びに自治体への事務委託費の状況
（6）　効率性及び利便性の観点から特別弔慰金の支給方法を現金給付に変更する必要性
（7）　過去10年間における戦争の教訓の継承についての具体的な取組及び記憶を風化させないための今後の取組

沼崎満子君（公明）

（1）　特別弔慰金支給の継続を決定した経緯
（2）　記名国債の形式で支給する理由及び支給方法の選択制導入の検討の有無
（3）　特別弔慰金請求手続の現状
（4）　特別弔慰金請求手続のオンライン化の具体的内容及び今回の改正に伴う支給に当たってのオンライ

ン手続の運用予定
（５）　特別弔慰金請求手続のオンライン化以外の事務の簡素化及び事務処理の迅速化に関する取組
（６）　遺族への特別弔慰金の申請に関する広報活動の内容
（７）　遺族への弔意を表すためにこれまで実施されてきた特別弔慰金支給以外の取組
（８）　戦後 80 年に際して戦争の記憶を継承する取組

八幡愛君（れ新）

（１）　厚生労働大臣がこれまで見聞きしてきた戦争体験
（２）　一般戦災者の空襲被害への補償に関する厚生労働大臣の見解
（３）　次世代への記憶継承に関する現状の取組及び今後の継承に対する厚生労働大臣の見解

田村貴昭君（共産）

（１）　戦傷病者戦没者遺族等援護法等において戦後長期間を経て亡くなり公務性が認められた例
（２）　特別弔慰金支給制度の周知徹底を行い受給権がある者への支給漏れがないよう努める必要性
（３）　戦争による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の調査関係
ア　令和５年３月の衆議院厚生労働委員会において厚生労働大臣がしょうけい館で戦争によるＰＴＳＤの調査を行う旨答弁した後の取組状況
イ　戦傷病者と認定されていない元兵士も対象とした戦争によるＰＴＳＤの実態調査を行う必要性
ウ　ＰＴＳＤを発症した元兵士の家族への聞き取り調査を行う必要性